

交野市



同居 近居 促進事業補助金

市外在住の子育て世帯と市内在住の親世帯が
新たに同居・近居する場合の
「住宅の取得・改修の合計費用」に対して


最大

20万円 ※

を補助します！

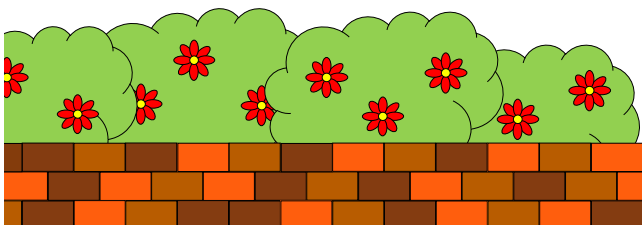
※ただし、市内転居にかかる住宅取得・改修にかかる費用の総額が20万円未満となる場合は、工事費用等を合わせた額が補助額となります。

交野市同居・近居促進事業補助金は、
親世代との同居・近居について支援し、
安心して子育てのできる環境を創出するとともに、
若い世代の本市への移住・定住を促進し、
まちの活性化を図ることを目的とした補助金制度です。

交付対象要件等については
裏面をご覧ください。 

星のあまん

おりひめちゃん



交付対象者

以下の要件を**全て満たす方**が対象となります。

子世帯が1年以上継続して市外に住んでいる世帯で、中学生以下の子どもと同居している親子世帯であること。

親世帯が5年以上継続して交野市内に住んでいること。

申請日において、親世帯との同居や近居を目的とした住宅の取得や住宅の改修を行っていること。

三世代の構成員全員が、暴力団員・暴力団密接関係者に該当しないこと。

三世代の構成員の全員が同一の住宅について、本補助金および「交野市中古住宅流通促進・リフォーム等補助金」の交付申請を行っていないこと。

令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に、子世帯が交野市内へ引越し(住民票の異動)を行っていること。

交付対象となる住宅の取得や改修

以下の要件を**全て満たす住宅の取得や改修**が対象となり

- 子世帯が居住するために、子または親のいずれかが市内に所有するもので、いずれかの名義で所有権保存登記または所有権移転登記をしていること。
- 平成28年4月1日以降の当初契約に基づく新築または売買により取得した住宅または改修工事であること。
- 建築基準法その他法令に基づき適正に建築された住宅であること。
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、木造住宅の耐震性について確認されたもの。

星のあまん



申請から補助金受給までの流れ

申請する

書類受理
・
審査

決定通知が
届く

交付決定の場合
補助金を
請求する

補助金が
振り込まれる

おりひめちゃん



その他の詳細については、下記ホームページもしくはお問合せ先まで

HPアドレス

<https://www.city.katano.osaka.jp/docs/2020033100087/>

お問合せ

交野市役所 都市計画部 都市計画課

☎ **072-892-0121** (内線: 520、521)

